

大田市告示第 1 2 3 号

大田市防犯灯設置要綱（平成 2 1 年大田市告示第 5 7 号の 9）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

大田市長 楢 野 弘 和

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 6 第 1 項に規定する防犯灯は、原則として、高さが地上から 4. 5メートル以上（歩道においては、3. 5メートル以上）に設置するもので、主に道路等を終夜照らす電灯とする。ただし、その他法令の定めのない場所に設置する場合は危機管理課と協議の上、設置するものとする。第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（免責）

第 1 2 条 補助金の交付を受けて実施した事業において発生した事故及び損害について、市は一切の責任を負わない。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。